日弁連犯罪被害者法律援助制度概要

被害者支援
弁護士②申込
弁護士会3事務委託
法テラス①相談⑤契約被害者④援助開始決定

対象事件

- ●生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族
- ※窃盗・詐欺等財産犯は原則除く

資力基準

- ●現預貯金額が300万円以下
- ※被害による療養費等除く

対象となる支援弁護士の活動

- 被害届·告訴·告発
- 取材•報道対応
- 事情聴取への同行
- 検察審査会申立
- 謝罪・示談申込への対応
- 警察・検察との協議
- 法廷傍聴同行
- 心情に関する意見陳述支援
- 犯罪罪被害者等給付金申請 等

支援弁護士報酬

弁護士報酬 120,000円(税別) 実費 5,000円

※起訴後申込の場合 60,000円(税別) 被害者参加弁護士が付かなかった場合 終結時に追加で60,000円(税別)

2018年度 申込件数 1625件 支出額 1億7613円

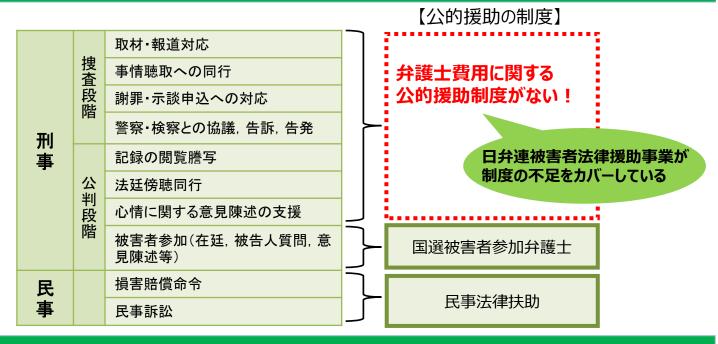
= 弁護士による犯罪被害者支援について =

多岐にわたる被害者支援活動

被害者参加制度の支援以外にも・・・

報道対応, 事情聴取同行, 示談対応, 法廷傍聴同行, 心情に関する意見陳述支援 etc.

弁護士費用に関する援助制度の不足



被害者法律援助事業の利用件数の増加

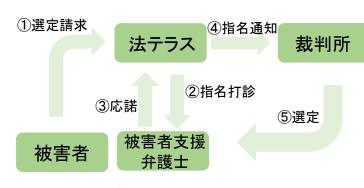


10年間で4倍に!

被害者法律援助事業を法テラスの本来事業として 国費化するよう,総合法律支援法の改正を!

Japan Federation of Bar Associations

国費による被害者支援弁護士制度概要(案)と課題



(犯罪被害者等保護法の改正によって対応する)

対象事件

- ●被害者参加対象事件
- 1.殺人, 傷害などの故意の犯罪行為に より人を死傷させた罪
- 2.強制わいせつ、強制性交等などの罪
- 3.逮捕および監禁の罪
- 4.略取、誘拐、人身売買の罪
- 5.2~4の犯罪行為を含む他の犯罪
- 6.過失運転致死傷などの罪
- ●ストーカー規制法違反事件

被害者認定基準

- ●被害届・告訴状が捜査機関に受理
- ●捜査機関によって被疑者が逮捕

課題:被害届等受理の有無の確認方法

:捜査機関と裁判所との情報連携

:被害届・告訴の支援も含めるか

対象となる支援弁護士の活動

- 取材:報道対応
- 事情聴取への同行
- 謝罪・示談申込への対応
- 警察・検察との協議
- 法廷傍聴同行
- 心情に関する意見陳述支援 等

課題:被害届・告訴の支援も含めるか

支援弁護士報酬

・参考

日弁連被害者法律援助事業 弁護士報酬 120,000円(税別) 実費 5,000円

2018年度

申込件数 1625件 支出額 1億7613円

課題: 示談金等経済的利益を受けた場合の成功報酬のあり方

2020/7/28 弁護士 黒井 新